

個人・世帯向けの主な支援

令和3年12月22日時点

給付

子育て世帯に	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 対象児童1人当たり1万円を支給 します。	お住まいの市町村
ひとり親世帯に	ひとり親世帯臨時特別給付金	①児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時特別給付金を支給します。 基本給付:1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 追加給付:1世帯5万円 ②①を受給した世帯等に対し、基本給付と同様の給付金を再度支給します。	お住まいの市町村または厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903
感染の疑いなどで無給や減給になった	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)
休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者に対し、 1日あたり11,000円を上限に支給 します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
18歳以下の子どもを養育している父母等に	子育て世帯への臨時特別給付	以下の世帯に対し、 対象児童一人につき10万円相当の給付 を行います。 ①令和3年9月分の児童手当受給者(特例給付除く) ②令和3年9月時点で高校生等の父母等(所得額が児童手当法施行令に定める所得の範囲内である者に限る) ③令和3年10月以降令和4年3月までに出生した児童の父母等(所得額が児童手当法施行令に定める所得の範囲内である者に限る)	お住まいの市町村または内閣府コールセンター ☎0120-526-145
住民税非課税世帯等に	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金	以下の世帯に対し、 1世帯当たり10万円を支給 します。 ①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)	

貸付

生活資金に不安がある	緊急小口資金 (主に休業された人向け)	貸付額 20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	お住まいの市町村の 社会福祉協議会
	総合支援資金 (主に失業された人向け)	貸付額 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間 原則3カ月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	

個人・世帯向けの主な支援

令和2年12月22日時点

減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度があります。今年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度が受けられます。	国税:各税務署 県税:各県税事務所 市町村税:各市町村
	国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります)	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)
住まい	家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)	お住まいの市または県(町村を所管)の自立相談支援機関
	家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の1/4から3/4を減額、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。	福岡県住宅供給公社の各管理事務所
	解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2	
雇用	働く場を失った、アルバイト収入が減った	福岡県緊急短期雇用創出事業	学生・留学生を含め働く場を失った人向けに、緊急に短期の働く場を提供します。	県の各労働者支援事務所 福岡 ☎092-735-6149 北九州 ☎093-967-3945 筑後 ☎0942-30-1034 筑豊 ☎0948-22-1149